

発行：北出経営労務事務所

〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室

TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480

発行日：2014年6月1日

◆今月のことば◆率先してリーダーになろう！

リーダーになると今までと違った世界が見える。さっと手を挙げてみよう。楽しいこと、苦しいことも含めて新たなステージが待っている。

6月になりました。暑がりの私には待ちに待ったクールビズの季節です o(*^▽^*)o~
去年は5月にはクールビズになったのにー、でもこれで暑さに負けずにがんばれそうです p(・o・)q

あなたは
「ミニチュア・
シュナウザー」



人当たりがよく、誰とでも仲
良くできる面もありますが、
考えすぎて落ち込んでしま
う面もあります。
自分の動を信じ
ましょう。

事務所でもまたまた人の動きがありました。
事務手続きの猛者、佐藤が退職してしまいました Σ(TOT)
悲しいですが、次の人生を応援です。
そして、代わりに山腰が入社となりました。
会計出身なので、労務相談だけでなく、
そちらのこともご相談いただくと、
いい提案が出てくるかもしれませんよ。o(^-^o

(前川)

依頼者にとっての「総合窓口」でありたい

お客様インタビュー

司法書士法人 高橋・浅井事務所様



司法書士 浅井 正勝 様

今回は福井市に司法書士事務所を構える、高橋・浅井事務所の浅井正勝様にお話をお伺いしました。とても爽やかで、安心感のある素敵な先生ですよ！

一まず、御社のお仕事内容を教えてください。

司法書士事務所の業務をいくつかの分野に分けてお話しすると、不動産登記、会社の法人・商業登記、裁判関係業務、高齢者・障害者の財産管理業務、相続が発生した際の各種手続き業務などがあります。事務所の仕事としては、不動産登記、次に裁判関係が多いですね。

一なかなか一般の方には馴染みにくいお仕事だと思いませんか？

銀行、不動産会社、福祉施設の方などは近いですが、一般の方が私たちと関わりを持つ場面としては、親の相続手続きや、家を買ったり建てたりする時の登記などですね。人生で、2回くらいはあるんじゃないでしょうか。少ないですね(笑)。

一今一番力を入れていることはどんなことですか？

生活上のトラブル、不動産に関する問題、会社の設立から組織作りなど、様々な場面でサポートすることができるのですが、知り合いの方からも、司法書士さんはどんな仕事をするの？と言われることがまだまだ多いです。そこで、個人・会社での法律のホームドクターとして司法書士が使えることを知ってもらうことに力を入れています。

一代表がこれまで仕事をしてきて嬉しかったエピソードを教えてください。

司法書士は幸せな場面に関わらせていただくことが多いです。例えば不動産の売買に関する場面では、買主さんが不動産を取得し将来の夢を膨らませる場面に立ち会うことができます。多重債務に陥っている方が暗い顔で相談に来られることもありますが、負債を整理し将来に向かって歩き出すときの依頼者の顔は本当に明るく輝きます。普段の業務の多くが依頼者の幸せに繋がっていますので、司法書士の仕事はとても遣り甲斐があります。

一今後のビジョンについて教えてください。

私もそうですが、何か問題が起きたとき、どこに相談していいかわからないことが沢山あると思います。そんな時に、とりあえず悩み事は高橋・浅井事務所に相談すれば何とかかなると思ってもらえる事務所を作りたいですね。当然、私たちだけでは解決できないこともありますので、そういった時には解決できる専門家に責任をもって繋げることで、より質の高いサービスを提供できればと思います。やはり私たちの一番の使命は、依頼者の困りごとを解決することです。からね。そのための「総合窓口」になればと思います。

一本日はお忙しい中ありがとうございます。

何か困りごとがありましたらぜひ高橋・浅井事務所まで
〒910-0019 福井市春山一丁目3番23号
TEL (0776) 24-5985 FAX (0776) 24-2195

(左) 司法書士 浅井 正勝 様
(中) 司法書士 高橋 忠榮 様
(右) 司法書士 高間 ゆかり 様



前月号で、みなし労働時間制の概要をいただきました。その際に営業の方の場合は注意が必要ということでしたが、こういった点でしょうか。



前月号では「事業場外労働のみなし労働時間制」の概要をお話し致しました。運用の際には、営業で外回りと内勤をした場合注意が必要ということで、次月号でお話し致しますということでした。では、今月号で労働時間の一部を事業場内で労働した時のご説明を致します。

■■労働時間の全部を事業場外で労働したとき■■

ア「所定労働時間 \geq 通常必要とされる時間」の場合・・・所定労働時間を労働時間と考えます。

イ「所定労働時間<通常必要とされる時間」の場合・・・通常必要とされる時間を労働時間と考えます。

■■労働時間の一部を事業場内で労働したとき■■

営業社員が外回りから帰社して会社（事業場内）で資料を作成したり、また、会社で仕事をしてから外回りをすることがあります。このように、労働時間の**一部**を事業場内で労働したときの労働時間の取り扱いについては、次のようになります。



1分間ろうむスタディ

「通常必要とされる時間」とは、通常の状態での業務を遂行するために客観的に必要とされる時間です。

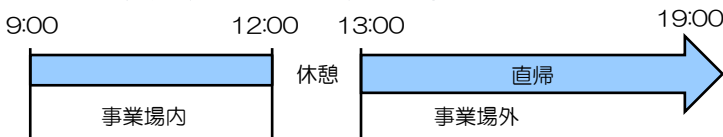
ア「所定労働時間 \geq 通常必要とされる時間+事業場内の労働時間」の場合・・・所定労働時間を労働時間と考えます。

イ「所定労働時間<通常必要とされる時間+事業場内の労働時間」の場合・・・通常必要とされる時間+事業場で行った労働時間を労働時間と考えます。

▼具体的には・・・

いくつか例を挙げてみましょう。例えば会社の所定労働時間が9時～18時までの8時間とします。

①内勤をした後、外勤をして直帰した場合

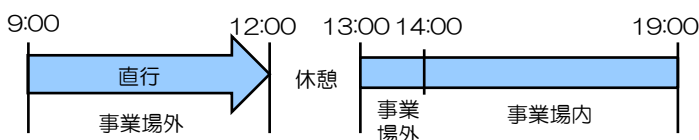


午前中3時間内勤、午後6時間事業場外で労働したとすると…
通常必要とされる時間：事業場外として5時間所定労働時間労働したとみなす労使協定

実際には9時間労働していますが、所定労働時間労働していたとみなされます。（内勤3時間+事業場外5時間）つまり、8時間労働となり時間外労働は発生しません。



②お客様のところに直行（外勤）して、その後内勤を行う場合

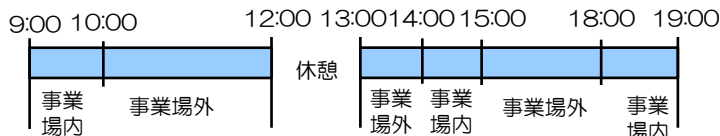


直行して、14時まで事業場外で労働し、その後内勤で5時間労働したとすると…
通常必要とされる時間：事業場外として3時間所定労働時間労働したとみなす労使協定

こちらも実際には9時間労働していますが、所定労働時間労働していたとみなされます。（事業場外3時間+内勤5時間）つまり、8時間労働となり時間外労働は発生しません。



③外勤と内勤が混在する場合



事業場内勤務と事業場外勤務を繰り返し、合計で内勤3時間、事業場外で6時間労働したとすると…
通常必要とされる時間：事業場外として5時間所定労働時間労働したとみなす労使協定

①と同様に、所定労働時間労働していたとみなされます。（事業場外5時間+内勤3時間）つまり、8時間労働となり時間外労働は発生しません。



【共通のデメリット】

事業場外労働が所定労働時間よりも少ない場合であってもその時間働いたとみなされます。
例えば、一部のみなしの所定労働時間を4時間とした場合、仮に3時間しか事業場外労働をしていなくても4時間労働したとみなされます。



◆◆ワンポイントアドバイス◆◆

事業場外のみなし労働時間制を導入する際にはメリットもデメリットもあるということを理解しておきましょう。



「社員の賃金を引き下げることはできないのでしょうか」「賃金を引き下げるには具体的にどのような方法が可能なのでしょうか」ある会社の社長からこのような相談がありました。賃金は一度上げたら、下げることはできないのでしょうか。今回は気になる賃金の引下げについてご紹介します。

■■一定のルールがあれば可能です■■

賃金の引き下げに関しては色々なパターンがありますが、一定のルール（就業規則等への記載）に基づいていれば、引き下げが可能です。また、場合によっては、**社員の同意**が必要なものもありますので、注意が必要です。賃金の引き下げは働く社員にとっては大きな問題となります。会社にお金がなくなると事業の継続が苦しくなると同様に社員が生活していくためには一定の賃金が必要です。特に毎月の賃金の引き下げは生活にも大きく影響しますので、実行する際には、適切な判断が必要となります。

■■まずは、就業規則を見てみましょう■■

賃金の引き下げに関しては、色々なパターンがあります。次の3つは、比較的容易なものです。

①人事考課による賃金変更

人事考課による賃金改定です。毎年1回程度人事考課を行い、その結果を賃金に反映させます。根拠を明確にすることで、賃金上がることもあれば、下がることもあります。但し、その際には、賃金規程への記載が必要です。

②降格、降職

懲戒などによる賃金変更です。管理職から一般職への変更などは降職そのものに問題がない限り、当然の対処となります。但し、賃金規程に降格、降職について記載があることが必要です。

③職種変更

配置転換などにより、仕事内容が変更になったときには職種に応じた賃金に変更することが可能です。実施する場合、就業規則や雇用契約書等に職種転換の記載があることが必要です。



また、**会社の業績、問題社員への対応**としては、次の方法があります。



①新制度を導入して、賃金の決め方を変更するパターン

新制度を導入し、社員全員の賃金を見直すというパターンです。

昔ながらの賃金体系を見直したい、アンバランスな賃金になっている部分を見直したいという場合に導入されるものです。

目的は「賃金バランスの適正化」ですので、賃金下がる人もいる一方、新制度導入によって賃金上がる人もいることが特徴的です。導入には、全員分のシミュレーションが必要となります。また、見直しに当たり、賞与、退職金と連動していないかも要チェックです。

【具体的変更部分例】・基本給テーブルの見直し ・手当の見直し など



②会社の方針に沿わない、結果が出ない社員に対して行うパターン

労働契約において賃金は、「労務の提供に対して支払うもの」です。

よって会社として社員にどのような労務の提供を求めているのかを明確にすることが必要です。

それに対して、社員がどのような行動を起こしたのか、目標はどうかのことが大事になります。

また、結果が出ないからと言ってすぐに賃金を下げるのではなく、配置転換や昇給の停止などの対策を打つことも必要です。本人に対してしっかりと説明をして、同意を得ることが必要となります。



③業績不振で全社的に一律賃金カットを行うパターン

市場やお客様の要求は日々変化しています。場合によっては業績が芳しくない事態に陥ることが出てくるかもしれません。そのような場合でも社長の一存で賃金カットをすることは労働契約違反となります。

まずは、人件費以外の経費削減の経営努力や役員報酬の切下げを行い、それでも厳しい場合には、一律賃金カットの経緯説明、そして個別同意のステップが必要となります。十分な説明責任を果たしているかが大事なポイントです。解雇せざるを得ない最悪のパターンになる前に何回も説明を行いましょう。



賃金の引き下げという経営判断をすることは、経営者としても苦しいところです。その際にトラブルにならないように適切な手順を踏む事が必要ですので、今回の事例に当てはまる事があればぜひご相談ください。

ご不明な点は…

☎0776(58)2470
北出経営労務事務所
担当：北出まで

6月の おしらせ

大安禅寺花菖蒲祭（6月1日～30日）
 福井藩主松平家の菩提寺。60種類約10万株の花菖蒲を堪能できます。
 祭期間中には華展や茶会、貴重な寺宝展も開催します。
 ☆場所☆大安禅寺 ☆料金☆ 入場料無料

永平寺参ろーど禅ウォーキング（6月8日）
 京福旧永平寺線約6.0キロメートルのコース。一部には砂利（バラスト）敷きや線路跡を復元しています。所々に在りし日の永平寺線を思わせる面影があり、情緒を感じながら禅の里へいざなう遊歩道のウォーキングをお楽しみいただけます。参ろーど内旧駅跡ではバザー、ゴール地点では永平寺町特産市を開催します。
 ☆場所☆えちぜん鉄道永平寺口駅裏集合、永平寺門前ポケットパークゴール
 ☆料金☆ 500円

お出かけ情報



**労働保険
年度更新**

今年も平成25年度確定保険料及び平成26年度概算保険料の年度更新の時期となりました。今年は、6月2日から7月10日までが申告・納付期間となります。年度更新に必要な書類は、5月末に労働局より定形外封筒にて郵送されています。同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧ください、期間内に申告・納付をしてください。

**社会保険
算定基礎届**

全被保険者の3か月間（4～6月）の総支給額の平均額を届出し、この届出内容に基づいて毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これは、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないようにするためのものです。決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

**住民税の納付
（納期の特例）**

住民税を給与から天引き（特別徴収）している事業所で、従業員が10人未満の場合は、源泉所得税と同様に「納期の特例」として半年に一度納めることが可能です。（別途、申請が必要です。詳細は各市町村にお問い合わせください。）
 11～5月分の納付は6月10日（火）が期限となっています。

編集後記

所長
北出慎吾



いよいよ今月からワールドカップが始まりますね。グループCの日本の初戦は6/15コートジボアール戦です。FIFAランキングは21位と41位の日本よりも格上のチームです。まっ、グループCはコロンビア、ギリシャも格上のチームなんですけど、、、ドマイ（ω・）ハ（；ω；）ウゥ いずれにせよ、寝不足にならないように、夜中一人で発狂しないように気を付けます(笑)

子供たちが突然バスケを始めたいと言ってきてから3ヶ月、とうとう先月から体験入部が始まりました。ぎこちない動きながらもがんばってる姿を見てると応援したくなりますね ㄋ(°ー°) そして人数が少ないので、上の子は試合にも強制参加。ミニバスは登録10人全員が1回はコートに立つ必要があるので、ルールも分からないままコートに立ちつくしていました。まずはシュート1回目標と一緒に練習がんばろー o(^o^)



前川賢

坂野孝太



先日、大学時代の後輩たちと飲み会を開催しました。久々の再会に話は盛り上がり、18時にスタートした飲み会も、気がつくと深夜の1時になっていました。ノンストップです(笑)こちらが何か話をすれば「先輩素敵ですね!」「先輩すごいですね～」と、もてはやしてくれるできた後輩たち。あまりの気持ち良さに、気がつけばお会計を全額支払ってました。。。できた後輩たちよ、そういうことか!!(笑)

実はわたし。。。～シリーズ①～
 NHKのど自慢大会に妹と出場した経験があります。
 鐘は1つ2つほど。。。((o>皿<o)) キー!!
 いずれは北出レンジャーのテーマ曲を作成し、再出場を果たしたのには鐘5つ!!!さらにはそれをCMにも使うんジャーと目論む山本なのでした。。。ね、所長? (ε∇ε) ㄋ



山本麻衣

山腰沙緒里

NEW FACE



初めまして!5月21日より入所致しました山腰沙緒里です。直前まで衣料品の販売員をしていましたので、人とお話することが大好きです \ (^o^) / 皆様にお会いできる日を楽しみにしています。会計の経験もありますので、文字や数字には割に明るいはず!?です(^_^)熱意にあふれた事務所で心機一転、元気に頑張ります!!不慣れな点などご不便をお掛けする事もあるかと思いますが、何卒宜しくお願いします<_ _>

今年は、家族や友人と県外に遊びに出かけています。6月も出掛ける予定で、今から計画を。幹事数名が集まってワイワイ話し合っ決めていきます。この集まりも楽しいですね(^o^)。今から楽しみです。さて、私事ですが、5月20日をもちまして退職致しました。皆様には今まで大変お世話になり、ありがとうございました。



ご挨拶

佐藤早智代